# 相互接続の推進

## ネットワークのオープン化

当社は、電気通信分野への競争原理導入期からの相互接続の概念を発展させ、各電気通信 事業者にネットワークを自在に活用いただき、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とする ネットワークのオープン化についての基本的な考え方を1995年に公表し、電気通信市場の発展に 向けて公正有効競争条件を確保するため、オープン化推進に着実に取り組んできました。

このネットワークのオープン化により、他の電気通信事業者のネットワークとの間での様々な相互接続形態を実現してきました。これらの実現により、他の電気通信事業者は、NTTネットワークとの最適な接続箇所での相互接続が可能となり、電気通信市場における競争の活性化が図られています。

このように、電気通信事業者相互間の協調関係のもとネットワークのオープン化を推進し、事業者間の相互接続が円滑に行われることで、それぞれのネットワークの総合的な価値が高まり、お客様の利便性が向上するものと考えています。

## 相互接続に対する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者が利用しやすく、信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

- ◎すべての接続要望にお応えします。
- ○接続にあたっては、接続約款に規定した費用をお支払いいただきます。
- ○当社が接続をお断りするのは接続約款(第22条第1項)に規定した以下の4つの場合です。
- ①当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合。
- ②その接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合。
- ③接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠っている場合、又は怠るおそれがある場合。
- ④接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合。
- ◎相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します。

## 「接続の基本的ルール」の法制化

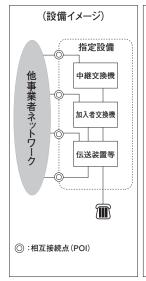
現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本的ルール」の法制化(1997年11月施行)及びその後の「接続の基本的ルールの見直し」の法制化(2001年11月施行)等に基づき形成されてきたものです。

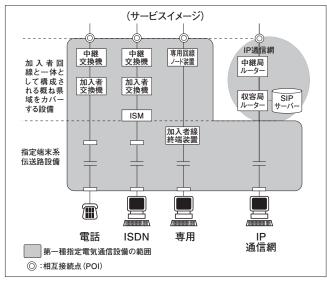
- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化(料金表含む)
- 接続約款案の公表と意見招請\*
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定\*
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定\*
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

(注1)下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール (注2)\*総務省実施

### (注)第一種指定電気通信設備の範囲

当社の設置する電気通信設備の一部は、総務大臣より「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」として指定されています。主な第一種指定電気通信設備の範囲は下図のようになります。(平成13年総務省告示第243号により規定)





## 接続約款

第一種指定電気通信設備との相互接続に関する条件を明らかにした接続約款を作成しています。また、接続に関する料金や接続条件の作成・変更に際しては、総務大臣への認可申請後、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて、広く意見を求める手続きを経ることとされており、公正性・透明性が確保されています。

### 接続約款の主な内容

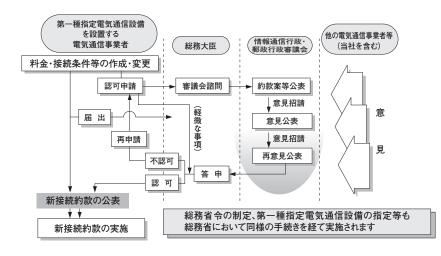
【法及び施行規則に規定された事項を踏まえて記載】

- ○標準的な接続箇所における技術的条件
- ○機能ごとの接続料
- ○事業者間の責任に関する事項
- ○電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- ○接続協定の締結及び解除の手続き
- ○コロケーションに係る事項
- ○接続までの標準的な期間

- ○利用者に対して負うべき責任に関する事項
- ○重要通信の取扱方法
- ○協議が調わない場合の斡旋又は仲裁による解決方法
- ○接続手続き及び算定根拠に関する情報提供
- ○接続の申し入れ手順等手続的な事項
- ○経過措置に係る事項
- ○その他接続に関して必要な事項

\*https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo\_yakkan/index.html

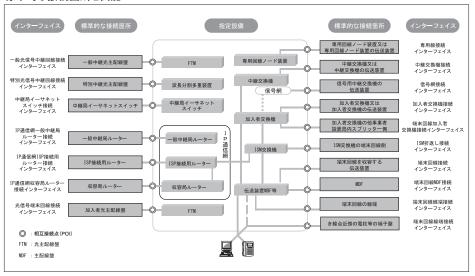
### (参考)接続約款の実施手続



### ●標準的な接続箇所と技術的条件

当社では接続約款の中に、標準的な接続箇所における相互接続条件を記載しています。各接続箇所でのインターフェイスは、他事業者があらかじめ技術検討ができるよう、接続約款(技術的条件集)の中に記載しています。

#### 標準的な接続箇所と機能



#### ●接続に必要な主な費用

### 「接続料]

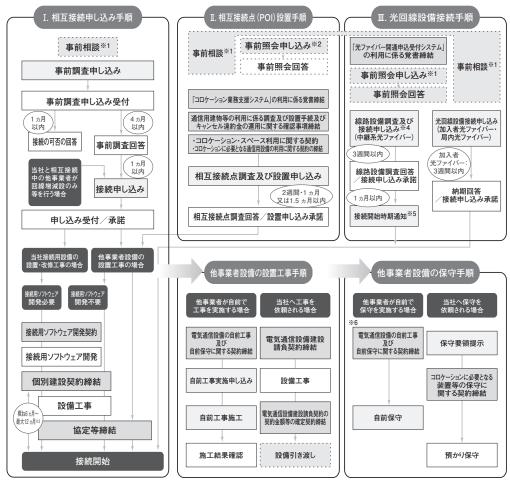
[3女 4)(1个] ]					
項	I	内容			
	網使用料	細分化(アンバンドル)されたネットワークの基本的な接続機能毎の使用料 (例)加入者交換機能、市内伝送機能			
接続料金	網改造料	他事業者の要望により、個別占用的機能を実現するためにNTT西日本ネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料 (例)個別建設費、接続用ソフトウェア開発費			
工事または手続きに	工事費	他事業者の要望により、契約者回線番号等を登録又は変更する場合の工事費用 他事業者との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合の工事費用 (例)トランスレータ変更工事費、加入者交換機等接続回線設置工事費			
関する費用	手続費	他事業者の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用 (例)相互接続点調査費、料金回収手続費			

#### 「その他」

項目	内容
預かり保守等契約等に基づく負担額	他事業者の設備を通信用建物等に預かり保守する費用及び接続に不可欠なとう道、管 路、電柱を利用する費用
建設請負契約に基づく負担額	他事業者の設備を当社が受託して建設した場合の費用
光信号引込等設備に係る負担額	光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持、撤去等する場合の費用

※その他必要に応じ「相互接続試験費用」「疑似ネットワーク試験費用」「切替工事費用」等を負担していただきます。

## 相互接続手順と標準的期間

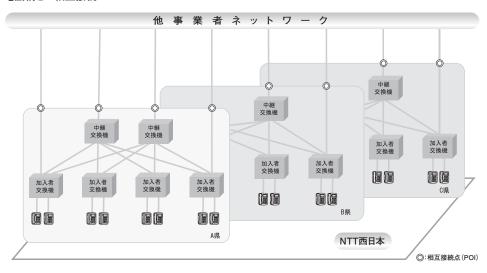


- ※1 必須の手続きではありません。
- ※2 必須の手続きではありません。実施する場合は、「コロケーション業務支援システム」の利用に係る覚書、通信用建物等の利用に係る調査及び設置手続き及びキャンセル違約金の運用に関する確認事項の締結が必要です。
- ※3 現在当社と相互接続を実施している他事業者で、軽微な工事等(トランスレーター変更工事等)による接続の場合は更に短期間(数週間~最大6ヵ月)で接続開始します。
- ※4 一般光信号中継回線に係る手続きです。
- ※5 線路設備調査回答を受け取った日から6ヵ月以内、又は提供可能時期から3ヵ月以内のいずれか遅い方を通知していただきます。
- ※6 設備設置工事を他事業者が自前で実施された(=電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約書を締結済みの)場合は、締結の必要はありません。

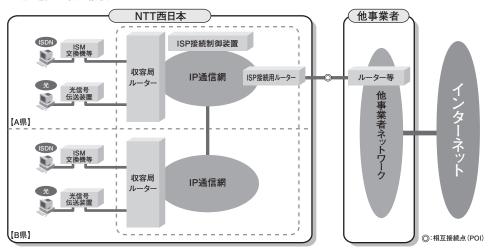
### 現在の相互接続形態

ネットワークのオープン化の取り組みにより、現在では多様な接続形態で、NTT西日本のネットワークをご利用いただいています。

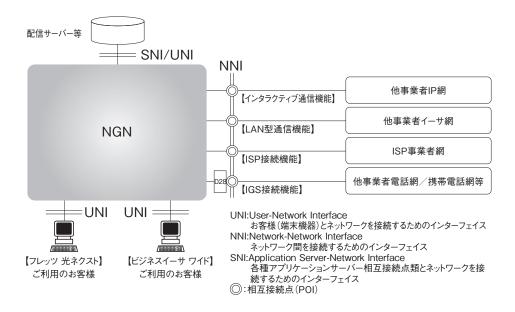
#### 電話網との相互接続



#### 地域IP網との相互接続



#### 次世代ネットワークとの相互接続



### 【次世代ネットワークの相互接続の推進に関する主な経緯】

2008年3月より商用サービスを開始した次世代ネットワーク(NGN)について、サービス開始に先立ちインターフェイスを開示する等、積極的にオープン化の取り組みを進めてきております。

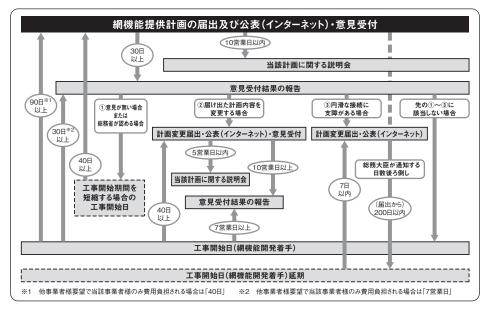
時 期	取り組み内容 等			
NGNに係るインターフェイス条件を公表 https://www.ntt-west.co.jp/news/0607/060721b.htm				
2006.12~2007.12	NGNフィールドトライアルを実施 https://www.ntt-west.co.jp/news/0611/061122a.html			
2007.10	商用サービスの開始に向けインターフェイス条件や接続ポイント等の接続条件を公表 https://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html			
2007.11~2007.12	他事業者向け説明会等を実施			
2008.3	商用サービス開始に際し接続実績のあるインターフェイスの技術的条件を公表 https://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html			
NGN接続ルールに係る省令等改正に伴う接続約款変更の (11/25認可、12/1実施)				

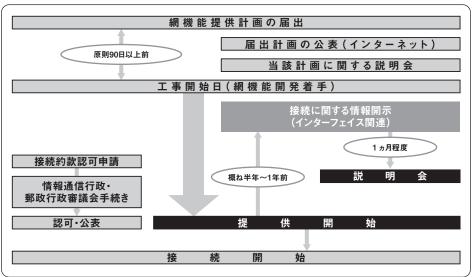
時期	取り組み内容等
2008.10	上記接続約款変更の認可申請(2008.9)についての他事業者向け説明会
2009.1	2009年度から適用するNGNの収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能の接続料金を新たに設定する接続約款変更の認可申請(3/31認可、4/1実施)
2009.2	上記接続約款変更の認可申請(2009.1)についての他事業者向け説明会
2009.5	NGNにおけるIPv6インターネット接続機能の提供についての接続約款変更の認可申請(8/6認可、8/7実施)
2009.6	・上記接続約款変更の認可申請(2009.5)についての他事業者向け説明会・NGNにおけるIPv6 ISP接続サービスの技術的条件等を公表
2009.8	NGNにおけるIPv6 ISP接続サービスの手続き等を公表
2010.1	・NGN接続料金改定の認可申請(3/29認可、4/1実施)及び他事業者向け説明会
2010.3	イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金の認可申請(6/29認可、6/30実施)
2010.4	・上記接続約款の認可申請(2010.3)についての他事業者向け説明会 ・IPv6インターネット接続トンネル方式に係わる他事業者向け説明会(1回目)
2010.6	IPv6インターネット接続トンネル方式に係わる他事業者向け説明会(2回目)
2011.6	次世代ネットワーク(NGN)におけるIPv6インターネット接続機能(トンネル方式) の提供に係る技術的条件集の追加
2011.7	次世代ネットワーク(NGN)におけるIPv6インターネット接続機能(ネイティブ方式)の提供に係る技術的条件集の追加
2012.10	次世代ネットワーク(NGN)におけるIPoE接続事業者数拡大に係る他事業者向け説明会
2012.12	次世代ネットワーク(NGN)におけるIPoE接続事業者数拡大に係る接続約款の変更
2014.4	IP通信網県間区間伝送機能に係る接続約款(非指定電気通信設備)の変更
2017.4	一般収容局ルーター優先パケット識別機能及び一般中継局ルーター優先パケット ルーティング伝送機能の追加に伴う接続約款の変更
2018.3	・網終端装置の増設基準なレメニューの新設に係る接続約款の変更
2018.6	・優先パケットの利用におけるネットワーク管理方針に係る接続約款の変更 ・網終端装置の増設基準に係る接続約款の変更
2019.8	・網終端装置の地域事業者向けメニューの新設に係る接続約款の変更
2020.4	・10Gbit/sインターフェースに対応する新たな設備の接続機能に係る接続約款の変更

### 網機能提供計画の届出・公表

### ●網機能提供計画の届出・公表について

第1種指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画については、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届出・公表することが義務付けられています。





## NTT西日本の情報公開のご案内

相互接続に関する情報、その他の情報については、以下により公表しております。

#### ●NTT西日本公開情報ホームページ

<URL> https://www.ntt-west.co.jp/open/

### ●NTT西日本情報ステーション

·場 所:大阪市都島区東野田町4丁目15番82号 NTT WEST i-CAMPUS A棟 1階

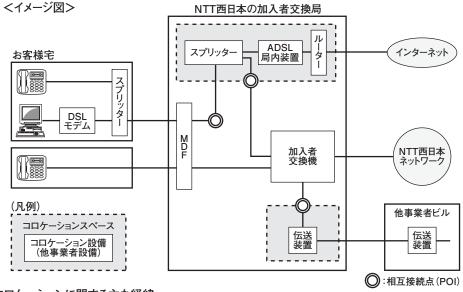
·開設時間:9:30~16:30(土·日·祝日·年末年始は除く)

### ●主な公開情報

- ・相互接続に関する情報
- ・ネットワークに関する情報
- ·経営情報
- ·広報関連情報

## (参考)コロケーション

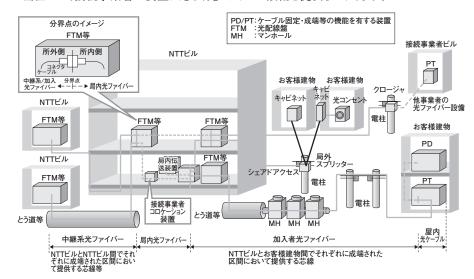
接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備との接続に必要な装置を当社の通信用建 物への設置を希望される場合には、技術的、経済的等による代替性の観点から、これが必要で あると判断される場合は、「接続に必要な装置」として設置スペースを義務的に確保し、装置の設 置(コロケーション)を実施しております。



コロケー:	ションに関する主な経緯
1997	接続に必要な他事業者設備の接続を円滑に行うための装置としてNTT建物内に設置するた
	めのスペース提供開始
1998. 3	預かり保守契約に基づく負担額を接続約款に規定
2000. 2	正味固定資産価額をベースとしたスペース賃貸料をビル毎に算定し、接続約款に記載
2000.11	コロケーションに関する(情報開示、標準的接続期間の設定、他事業者工事保守等)省令変更
	に対応し接続約款変更
2000.12	コロケーションに必要な情報をガイドブック、ホームページにて公表
2001. 4	自前工事の立会い範囲の見直し(危険工程等6工程のみの立会い)
2001.12	保留期間短縮に関する接続約款変更
2002. 5	リソース(コロケーションスペース、MDF、電力)配分に係る上限方式の導入
2003. 5	コロケーション手続き等の見直し(保留キャンセルに伴う違約金の設定等)
2004. 4	コロケーション業務支援システム運用開始
2007.11	複数のコロケーションリソースの一括申し込みに係る手続き等に関する接続約款変更
2018. 6	コロケーション手続き等の見直し(配分上限量の緩和)
	コロケーションの代替措置追加に伴う接続約款の変更
2019. 2	コロケーション設備撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る接続約
	款の変更
2020.12	POI調査・自前工事申し込みに係る接続約款の変更

## (参考)光ファイバーの提供

当社では、接続事業者の要望に応じ、光ファイバー設備を提供しております。



### 【線路設備調查(中継系光)/事前照会(加入者光)】

他事業者が利用を要望している光ファイバー設備の提供可能時期、及び利用するにあたって 必要となる設備情報(ファイバー種別、コネクター種別、距離、提供可能芯線数、伝送損失、光 主配線盤設置フロア等)の調査を3週間以内\*に行います。

\*お客様宅内光屋内配線設備の調査を含む場合は、ビルオーナーとの折衝等があることから、この限りではありません。

### 【光ファイバーに関する主な経過】

	・「内がる工法性」
2000.12	光IP網通信サービス開始
	光ファイバーの暫定的な提供条件の公表
	光ファイバー接続協定の認可
2001. 7	接続約款認可申請(手続き)アンバンドルメニューに係る手続きに関する接続約款認可
2001. 8	アンバンドルメニューに係る料金に関する接続約款認可
2001.12	保留期間短縮に関する接続約款変更
	光ファイバー開通申し込み受付システム運用開始
2003. 3	光ファイバー設備利用及び情報提供手続きの見直し
	県間光ファイバー提供開始
2003.10	加入者光ファイバー概算納期情報開示システム運用開始
2004. 6	標準的期間の見直しに関する接続約款変更
2007.11	複数の中継系光ファイバーの一括申し込みに係る手続き等に関する接続約款認可
	中継系光ファイバーの空き芯線がない区間の代替区間等の情報提供の手続き等に関する接続約款認可
2010. 3	WDM(波長分割多重)装置が設置されている区間における中継系光ファイバーの提供条件
	及び接続料金等の接続約款認可
2010. 9	既設光屋内配線の転用工事費等に係る接続約款認可
2010.12	加入光ファイバーのテープ分散手続きの追加に係る接続約款認可
2013. 3	加入者光ファイバー接続料(エントリーメニュー)の適用に係る接続約款認可
2016. 7	光信号端末回線(シェアドアクセス方式)提供時における光局外スプリッターへの光信号分岐
	端末回線収容に係る原則の適用等に係る接続約款認可

## 相互接続料金

### 相互接続料金算定に関するこれまでの経緯

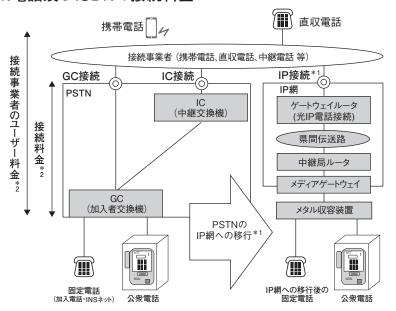
電気通信市場に競争原理が導入され、新規参入事業者(NCC)が長距離通信市場へ参入して以降、公正有効競争条件を確保することを前提とした相互接続制度は、事業者間の個別協議による接続から接続の基本ルールを明確にした接続約款に基づく方法に変化し、接続の迅速化及び手続きの簡素化が図られてきました。

NTT西日本では、さらなる電気通信市場の発展のため、透明・公平・迅速かつ合理的な相互接続の実現に向けて取り組んでいきます。

年月		世の中の動向	接続料金の算定方法等	
平月		(NTT西日本の動き)	JX NUCT 並 V 开足刀 仏 寸	
1987年4月	NCCの長距離通信市場への参入		各々の事業者が自分の提供区間についてのみ料金を設定し、NTT市内料金部分は ユーザー料金と同額を適用する、いわゆる「ぶつ切り料金」体系。	
1992年4月		事業部制の導入 ・地域通信事業部と長距離通信事業部の事業部別収支を 把握し、接続コストを明確化		
1993年11月	エンド・エンド料金制の導入 ・NCCがNTT区間も含めて利用者 料金を設定可能			
1994年4月	事業者間接続料金制度(アクセス チャージ)の導入		相互接続を行うにあたり、実際にかかったコストを元に3分毎の接続料金を算定。(実際費用方式)	
1995年2月		「ネットワークのオープン化」について基本的考え方の公表		
1995年9月		アクセス系のオープン化(市内網の開放)		
1996年4月	セットアップチャージ付秒課金方式 の導入	- (参考)接続会計 ユーザー	通話路設定のための費用(セットアップチャージ)と通話時間に応じて変動する費用とに 分けての秒単位の課金方式に変更。	
1997年11月	接続の基本的ルールの法制化 (改正電気通信事業法施行)	サービス	接続に関する料金その他の接続条件について「接続約款」を作成し、公表すること、接続に関する会計を整理して公表すること等をルール化。	
1998年4月	接続会計の導入	W   M	指定電気通信設備を有する第一種電気通信事業者(NTT西日本)の会計を、指定設備を管理、運営する管理部門とその設備を利用してユーザーにサービス提供を行う利用部門と区分し、管理部門が利用部門と他事業者に対して同一条件で提供するよう、当該接続に関する収支の状況を明確化し、接続会計報告を基に翌年度の接続料金を算定。	
2000年4月	長期増分費用方式の導入 (電話及びISDN接続料金の一部)	相	現時点で最も低廉で効率的な設備と技術の利用を前提とした仮想的な地域通信網モデルの費用を用いる方式に変更。	

## 接続料金

### 1.電話及びISDNの接続料金



### 接続料金の概要 (2023年4月1日から適用の料金)

(単位:円)

区 分	料	金
加入電話・メタルIP電話接続機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.45830 0.043735

※長期増分費用方式による算定。

\*1 PSTNのIP網への移行に伴う経過措置について

現在、NTT東日本では、固定電話のコアネットワークについて、PSTNのIP網への移行(PSTNマイグレーション)を進めています。

PSTNのIP網への移行により、加入者交換機(GC)もしくは中継交換機(IC)に設定した相互接続点で実施している、加入電話等の電話サービスの接続事業者との相互接続について、IP網のゲートウェイルータに設定した相互接続点での接続に移行します。

接続料の設定方法については、円滑な移行を図る観点から、接続形態(GC接続・IC接続・IP接続)に関わらず、単一の接続料を設定するよう省令に定められており、それに基づいて単一の接続料を設定しています。

\*2 接続事業者の料金設定呼の場合

(単位:円)

区 分	料	金
番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	1 案 内 毎 に	426
番号案内サービス接続機能 (一般中継局ルータ接続)	1 案 内 毎 に	422
公衆電話発信機能	1 秒 毎 に	2.7360

<sup>※2021</sup>年度接続会計結果に基づく算定。

<sup>※</sup>接続会計結果に基づく料金については、実績費用と実績接続料収入との差額を次々年度以降の接続料原価に加えて調整することとしております。

<sup>※</sup>公衆電話発信機能は、別途、ユニバーサルサービス制度に係る加算料が必要となります。

### 2.専用線の接続料金

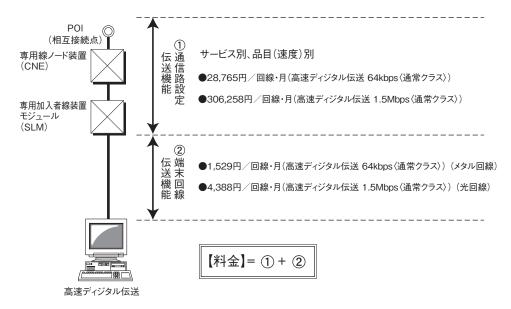
### (1)接続料金の概要 (2023年4月1日から適用の料金)

〈1回線あたり月額料金〉(単位:円)

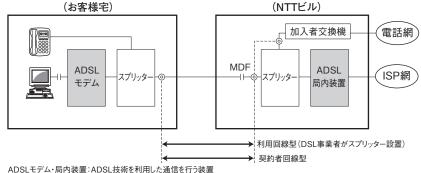
区  分			料 金	
一般	専	用	3.4kHz	9,305
ディジカル	マカム	7	64kbps(タイプ1-1)	8,844
ディジタルアクセス			1.5Mbps(タイプ1-1)	152,898
高速ディジタル伝送		64kbps(通常クラス)	30,294	
		1.5Mbps(通常クラス)	310,646	

※同一MA内の場合の料金。 ※タイプ1-1:平日昼間帯保守メニュー

### (2)料金適用例(同一MA内の場合)



### 3.DSL (MDF接続) 事業者の接続料金



ADSLセナム・同内装直・ADSL技術を利用した通信を行う装直 スプリッター:電話(低周波)とデータ(高周波)を多重・分離する装置

接続料金の概要(2023年4月1日から適用の料金) (1回線あたり月額料金)(単位:円)

区	分	料金		
利用回線型 (加入電話と共用する場合)	DSL事業者がスプリッター設置 (タイプ1-2)	180		
契約者回線型	タイプ1-1	1,574		
(加入電話と共用しない場合)	タイプ2	1,620		

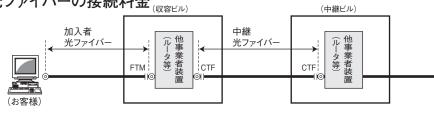
※タイプ1-1: 平日昼間帯保守メニュー ※タイプ1-2: 全日昼間帯保守メニュー ※タイプ2:全日24時間保守メニュー

#### (参考)

線路情報開示システムの手続費(2023年4月1日から適用の料金)	〈月額料金〉(単位:円)
線路情報開示システム	1,224,000

※上記の手続費を、月間の事業者別新規契約者数比率で按分し請求

## 4.光ファイバーの接続料金(収容ビル)



FTM(Fiber Termination Module):主に加入者光ファイバー回線を収容する配線装置 CTF(Cable Termination Frame):中継光ファイバー回線を収容する配線装置

接続料金の概要(2023年4月1日から適用の料金) 〈月額料金〉(単位:円)

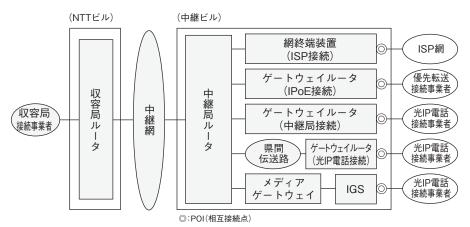
按机件並以似女(2023年4	(月銀件並/(単位・円)	
区	分	料 金
	タイプ1-1	2,130/芯
加入者光ファイバー	タイプ1-2	2,130/芯
	タイプ2	2,194/芯
中継光ファイバー		1.330/芯·m
局内光ファイバー	同一ビルの場合	240/芯

※左記の他に回線管理運営費(1回線あたり月額81円)が必要となります。

※タイプ1-1: 平日昼間帯保守メニュー※タイプ1-2: 全日昼間帯保守メニュー※タイプ2: 全日24時間保守メニュー

※2023~2025年度の各年度における実績収入と実績 原価の差額をその年度の翌々年度以降の接続料の 原価に加減して補正することとしております。

### 5.次世代ネットワーク(NGN)の接続料金



※ゲートウェイルータ(光IP電話接続)を疎通する光IP電話の接続ルートへの切替は、2021年度からNTT東日本と 西日本を含むその他の接続事業者において順次開始され、2024年12月までに完了する予定です。

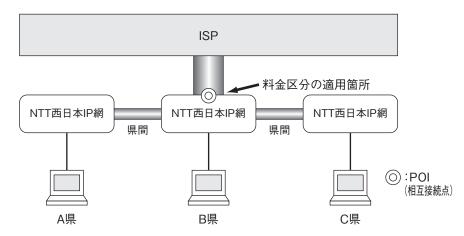
#### 接続料金の概要【2023年4月1日から適用の料金】

(単位:円)

区分	料 金
光IP電話接続機能(ひかり電話)*1*2*3	1通信毎に 0.74220
元正 电前弦流体化(0.7%) 电前/1.13.0	1秒毎に 0.0029948
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能【収容局接続機能】*1*2*4	1収容ルータ装置毎に 1,006,286
一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの) *2	1契約毎に 2.27
一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス) *2	1 Mbitまで毎に 0.000083919
端末系ルータ交換機能(10Gbit/sタイプ) *5*6	1装置毎に 694,904

- \*1 省令改正に伴い、端末系ルータ交換機能、関門系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能などの接続料金を設定しております。当該料金を組み合わせて、上記の適用接続料金を設定しております。
- \*2 2021年度~ 2024年12月の間における実績収入と実績原価との差額(調整額)については、算定期間終了後、実 績費用に加減します。
- \*3 光IP電話接続機能の3分あたり料金:1.46円(県間伝送機能3分あたり0.004円、中継交換機能3分あたり0.17円を含む場合)
- \*4 収容局接続機能については、上記のほかに回線管理運営費(1回線あたり月額81円)が必要となります。
- \*5 2020年度~ 2024年度における実績収入と実績原価との差額(調整額)については、算定期間終了後、実績費用 に加減します。
- \*6 サービス提供エリアの最新情報は、以下のURLをご参照ください。 <https://www.ntt-west.co.jp/>

### 6.NGN・地域IP網の広域化(県間接続)における接続料金



(フレッツ 光ネクスト、フレッツ・ADSL、フレッツ・ISDN、フレッツ・スポット等をご利用のお客様)

〈接続料金の概要〉 (単位:円)

(13/100/11-20/1003/					(単位・円)
	区	分		料	金
	GbE:1Gbps	ごと		1,360,000 / 1ポート	
IP通信網県間区間	10GbE:10G	bpsごと		3,540,000 / 1	ポート
伝送機能(PPPoE県間	FE:100Mbp	FE:100Mbpsごと			
接続に係るもの)*1	ATM:135M	Ibpsまでご	٤	520,000 / 1ポ	ート
	DA/HSD:1	DA/HSD:1.5Mbps、6Mbpsごと			
			大阪府内の設置場所に		
	IPoE県間	100GbE:	おいて接続する場合	6,460,526 / 1	ポート
一般IP通信網県間	接続に係る	100Gbps	(接続対象が西日本全域)		
中継系ルータ	もの*3	ごと	上記以外の場合(接続対	F 270 00C / 1	12 1
交換伝送機能**2			象が特定地域)	5,378,086 / 1	1. — L
	優先パケット県間接続に係るもの**4			0.00013039 / 1Mbi	tまでごとに
	IP音声県間	接続に係る	もの*4	0.000024646 /	1秒あたり

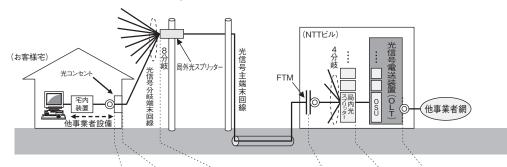
- ※1 上記のほかに回線管理運営費(1回線ごとに月額147円、1請求書ごとに月額125円)が必要となります。
- ※2 料金算定期間における実績収入と実績原価との差額(調整額)については、算定期間終了後、実績費用に加減します。(料金算定期間:IPoE県間接続に係るものは、2023年6月~2024年12月、左記以外は2021年4月~2024年12月)
- ※3 2023年6月16日から適用の料金
- ※4 2021年4月1日から適用の料金

### 7.シェアドアクセス方式を利用した加入者光ファイバー料金

〈設備構成イメージ〉

#### 〇:POI(相互接続点)

FTM(Fiber Termination Module): 光ファイバー回線を収容する配線装置 OSU(Optical Subscriber Unit): 回線終端装置と対向して光信号を伝送する装置 (パッケージ)



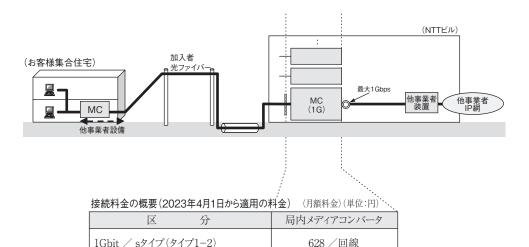
#### 接続料金の概要(2023年4月1日から適用の料金)(局外8分岐・タイプ1-2の場合)、

` 〈月額料金〉(単位:円)

区分	光屋内 配線	光信号分岐端末 回線(引込線)	光信号主端末回線 (光局外スプ)ッターを含む)	局内光 スプリッター	光信号伝送装置 (OLT)
光信号伝送装置により、 最大1Gbpsまでの伝送が 可能なもの	179 /1回線毎	444 / 1光信号 分岐端末回線毎	1,773 / 1光信号 主端末回線毎	186 / 1光局内 スプリッター毎	1,176 / 1OSU毎
光信号伝送装置により、 最大10Gbpsまでの伝送が 可能なもの	_	-	-	415 / 1光局内 スプリッター毎	76,996 / 1光信号伝送装置毎 15,185 / 1OSU毎 13,440 / 1保守用OSU毎

- ※上記の他に回線管理運営費(1光信号分岐端末回線あたり月額81円)が必要となります。
- ※引込線の設置時には、設置工事費(平日の場合 当社がキャビネットを設置する場合1工事毎に5,604円)が必要となります。また、撤去時には、撤去工事費(当社がキャビネットを設置している場合1工事毎に16,676円)及び引込線にかかる未償却残高が必要となります。
- ※光屋内配線の設置時には、設置工事費(平日の場合1工事毎に14,108円)が必要となります。
- ※引込線と光信号主端末回線を組合わせて提供する形態、引込線から光信号伝送装置までを組み合わせて提供する形態、光屋 内配線から光信号主端末回線までを組み合わせて提供する形態、光屋内配線から光信号伝送装置までを組み合わせて提供する形態があります。
- ※光屋内配線の接続料金は、当社の引込線と一体として設置される場合に適用されます。

### 8.メディアコンバータ方式による光アクセスラインの接続料金



※タイプ1-2:全日昼間帯保守メニュー

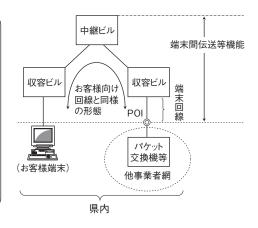
### 9.県内専用線の事業者向け割引率

### 料金適用例

接続料金:専用サービス契約約款の料金額 ×(1-端末間伝送等機能割引率)

(上記で算出した料金額に対し、長期継続利用 減額及び高額利用割引について専用サービス 契約約款の条件により適用)

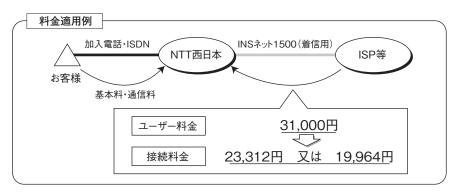
	一般専用	高速ディジタル伝送 ATM専用	
長期継続 利用減額	なし	7%(3年契約) 11%(6年契約)	
高額利用割引	3%~7%(利用額に応じて適用)		



#### 接続料金の概要(2002年8月2日から適用の割引率)

	区 分	一般 専用	高速ディジタル伝送 ATM専用
端末間伝送等機能 (専用サービス契約約款	接続の申込み等の際にNTT西日本の営業担当者を経由する場合	3.5%	8.6%
の料金額に乗じる割引率)	上記以外の場合	9.5%	21.6%

### 10.着信用INSネット1500回線の事業者向け割引料金

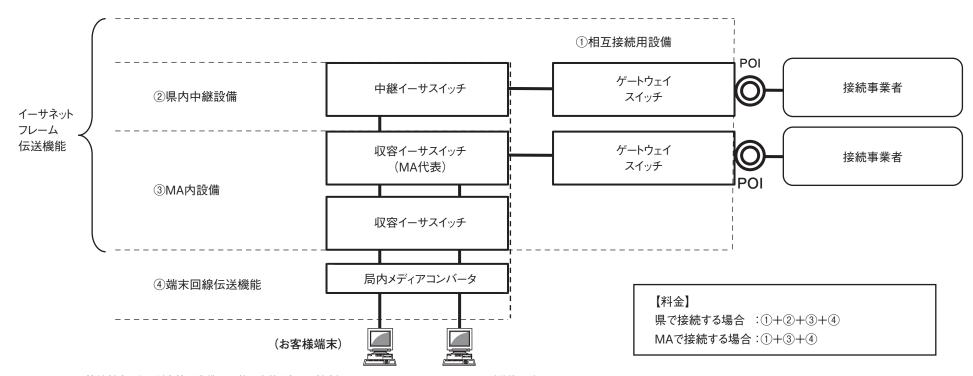


### 接続料金の概要(2002年6月20日から適用の料金)

〈月額料金〉(単位:円)

324,7511== 1,7754 (=====1,075=	(/ •   •   1   •   •   •   •   •   •   •	
区	適用料金(割引率)	
INSネット1500 事業者向け割引料金	接続の申込み等の際にNTT西日本の 営業担当者を経由する場合	23,312 (24.8%)
(総合ディジタル通信端末回線伝送機能)	上記以外の場合	19,964 (35.6%)
(参考) INSネット1500ユーザー料金		31,000

## 11.NGNイーサのPVC回線の接続料金(2022年4月1日から適用の料金)



接続料金の概要(当社の準備\*1が整い次第、適用の料金)

(単位:円)

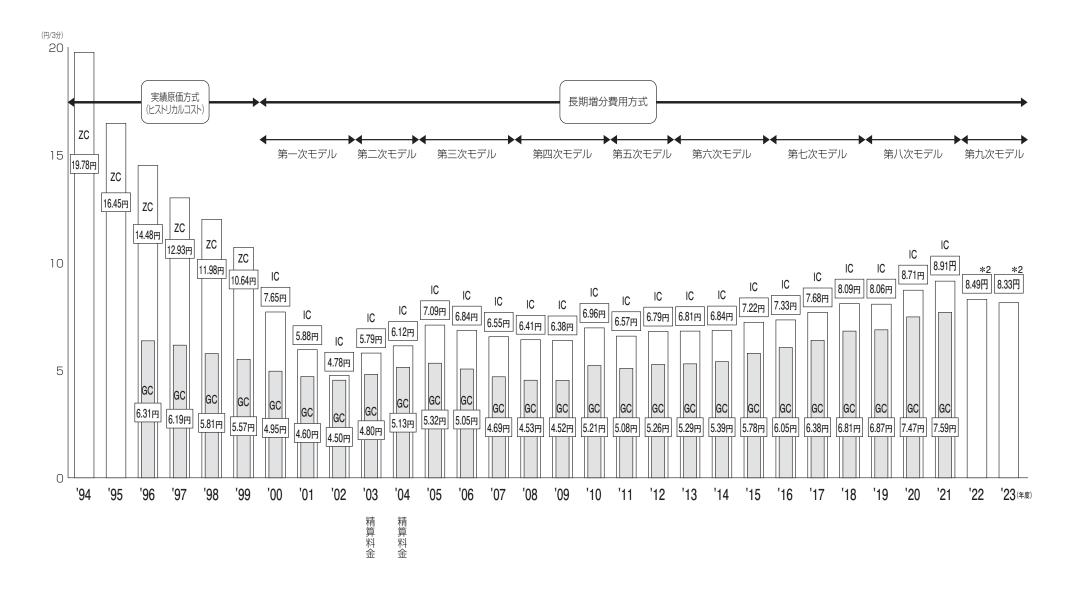
	区 分	料	金	
	相互接続用設備*2		296,296 /	1装置毎
	県内中継設備*2*3	10Mbps	50,923 /	事業者毎県毎
		100Mbps	129,909 /	事業者毎県毎
		1Gbps	332,389 /	事業者毎県毎
イーサネット		10Gbps	851,237 /	事業者毎県毎
フレーム		100Gbps	2,191,207 /	事業者毎県毎
伝送機能	MA内設備*2*3	10Mbps	98,007 /	事業者毎MA毎
		100Mbps	250,056 /	事業者毎MA毎
		1Gbps	640,101 /	事業者毎MA毎
		10Gbps	1,642,296 /	事業者毎MA毎
		100Gbps	4,257,640 /	事業者毎MA毎
端末回線伝送機能*2		100Mbps以下	4,081 /	1回線毎
		1Gbps以下	9,091 /	1回線毎
		2Gbps以上	2,618 /	1回線毎

<sup>\*1</sup> 接続事業者から要望があった時点で、当該事業者と開発契約を締結し、当社において所要のシステム改修を行いますが、そのシステム改修の完了および当該システム改修費に係る接続約款変更が必要になります。

<sup>\*2 2021</sup>年度~2025年度における実績収入と実績原価との差額(調整額)については、算定期間終了後、実績費用に加減します。

<sup>\*3</sup> 主な品目を記載しております。

## 事業者間接続料金の推移



<sup>※ 3</sup>分間通話した場合の料金。なお、3分3分制方式の1994年度、1995年度の料金は、現在の秒課金方式(X円/呼+Y円/秒)ベースに補正。

<sup>\*1</sup> GC経由通信時間が、料金算定時の通信量(2001年度下期及び2002年度上期の通信量)に比べ15%を超えて変動した場合は、事後精算を実施。

<sup>\*2</sup> 第八次PSTNモデルと第九次IPモデルを加重平均した単金

### 長期増分費用方式について

現在ある設備について、実際にかかった費用をもとに料金算定するのではなく、同様の設備を仮に最新の技術で最も低廉な価格で構築した場合の費用をもとに料金算定する方式です。

### 長期増分費用方式導入の経緯と見直しについて

#### 〈導入経緯〉

接続料金に関わる問題については、1997年からの日米規制緩和協議の中で取り上げられ、1998年5月のバーミンガムサミット時の日米交渉において、日本が接続料金を引き下げるための長期増分費用方式を導入することで合意しました。

その合意に基づいて、2000年5月に電気通信事業法の一部改正が行われ、長期増分費用方式での接続料算定が法律で定められました。

同年7月の日米規制緩和協議において、今後3年間(2000~2002年度)で1998年度の接続料金に対してGC接続で22.5%、IC接続で60.1%の引き下げ(その8~9割を2年で実施)を行うことが決定され、これに基づきNTT西日本は、2002年度までの3年間の接続料金の値下げを認可申請し、2001年2月に総務大臣の認可を受けました。

### 〈算定方法見直し①〉

2000年9月から総務省において長期増分費用モデルの見直しが行われ、2002年3月に改定モデルが公表されました。これを踏まえた情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」を受けて、2003年4月に接続料規則の一部改正が行われ、接続料の事後精算制度等が規定されました。NTT西日本はこれに従い、2001年度下期及び2002年度上期の通信量等を用いて算定した2003年度及び2004年度の接続料金、精算の具体的方法等について2003年4月に認可申請し、同月、総務大臣の認可を受けました。なお、東西同一の接続料金を維持するため、2003年度から「東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令」に基づき、東西交付金制度が導入されています。

#### 〈算定方法見直し②〉

2003年9月から総務省において長期増分費用モデルの見直しが行われ、2004年4月に新モデルが公表されました。これを踏まえた情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」を受けて、2005年2月に接続料規則の一部が改正され、2005年度からの接続料はNTSコストの段階的な控除や予測通信量等を用いて算定しております。

※NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost):交換機等の費用のうち、通信量に依存しない費用(回線数に依存する費用)です。

#### 〈算定方法見直し③〉

固定電話網への投資抑制やIP化の進展等の環境変化を踏まえ、再度モデルの見直し(4次モデル)が行われました。さらに、2007年9月の情報通信審議会における「平成20年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、NTSコストについては、ユニバーサルサービス基金制度の支援額の算定方法の見直しにあわせて、2008年度からはその一部を接続料として接続事業者が負担する制度変更が行われました。

#### 〈算定方法見直し④〉

税制改正等の最新の実態への対応やモデルの精緻化を踏まえ、再度モデルの見直し(5次モデル)が行われました。これを踏まえ、2010年9月の情報通信審議会における「平成23年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、電気通信分野を取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式とするため、5次モデルを用いた算定方式の適用期間は2年間とされました。

#### 〈算定方法見直し⑤〉

回線数の減少に対応したネットワーク構成の見直しや、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から、再度モデルの見直し(6次モデル)が行われました。これを踏まえ、2012年9月の情報通信審議会における「平成25年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、6次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。その際、PSTNからIP網への移行の進展を考慮し、IP網への移行を見据えた償却済み比率の上昇を反映するための補正措置が導入されました。

#### 〈算定方法見直し⑥〉

継続的な回線数の減少やIP網への移行を踏まえ、算定対象とするサービスの見直し (ICトランジット呼の追加)及び災害対策コストの追加等、再度モデルの見直し(7次モデル)が行われました。これを踏まえ、2015年9月の情報通信審議会における「平成28年度以降の接続料の在り方に関する答申」等により、7次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされました。

なお、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえ、IPモデルの検討が行われましたが、 音声品質を確保するための具体的な方式やコストが整理されていないこと等の大きな 課題があることから適用は見送られました。

#### 〈算定方法見直し⑦〉

モデル精緻化の観点から、電力系設備の経済的耐用年数の見直し、RT用蓄電池保持時間の延長等、再度モデルの見直し(8次モデル)が行われました。

これを踏まえ、2018年10月の情報通信審議会における「平成31年度以降の接続料の 在り方に関する答申」等により、8次モデルを用いた算定方式の適用期間は3年間とされ ました。

なお、7次モデルに続きIPモデルの検討・見直しが行われましたが、PSTNからIP網への移行期間であることを踏まえ、引き続き現行のPSTNモデルを適用することとなりました。

#### 〈算定方法の見直し⑧〉

IP網への接続ルートの切替等の環境変化を踏まえ、IPモデルの見直し(9次モデル)が行われました。

なお、IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方に関する最終答申より、接続ルートの切替が完了する2024年12月までの移行期間において、接続ルート切替前後で、加入電話の発着信に係る接続料等の負担を単一とすることが適当とされ、当該期間中の接続料等の算定では、接続ルート切替前の網に対応した8次PSTNモデルの算定値と接続ルート切替後の網に対応した9次IPモデルの算定値の加重平均値を適用することとなりました。